

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
(文書等の発信者名) <b>第12条</b> 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、危機管理監名、部長名、政策推進担当部長名、デジタル戦略担当部長名、地域外交担当部長名、感染症対策担当部長名、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を用いることができる。				(文書等の発信者名) <b>第12条</b> 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、知事名、県名、副知事名、会計管理者名、危機管理監名、部長名、政策推進担当部長名、デジタル戦略担当部長名、 <u>地域外交担当部長名、感染症対策担当部長名、</u> <u>農林水産担当部長名</u> 、局長名、局次長名、出先機関の長名又は出先機関名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、課長名又は課名を用いることができる。			
2 (略)				2 (略)			
別表 (略)				別表 (略)			
区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者	区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者
(略)				(略)			
職印	(略)			職印	(略)		
	感染症対策担当部長印	(略)			感染症対策担当部長印	(略)	
	局長印	(略)			農林水産担当部長印	方21	経済産業部政策管理局総務課長
	(略)				局長印	(略)	
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この訓令甲は、令和4年1月4日から施行する。